

社会保障の充実を求める意見書

「社会保障と税の一体改革」において、社会保障の充実と安定化のために、消費税率を引き上げることが決定されました。消費税率は2014年に8%に引き上げられたものの、10%への引き上げは2度に渡って延期され、2019年10月に行われる予定です。

一方で、社会保障の充実は国民との約束であり、消費税率の10%への引き上げを待たず、予定通り実施すべきです。しかし、政府は介護保険料の低所得者軽減の強化、年金生活者支援給付金の支給（年間最大6万円増）について、予定されていた2017年4月からは実施しませんでした。

また、「社会保障と税の一体改革」では、子ども・子育て支援の予算として、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円の他に、0.3兆円超を確保する方針が打ち出されましたが、0.3兆円超の大部分は確保の目途がたっていません。このままでは、保育サービスの拡充が不十分なまま終わってしまうおそれがあります。

さらに、「社会保障と税の一体改革」では、社会保障の充実の主要政策として、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育等に関する自己負担の合計額に上限を設定する総合合算制度を創設する方針も打ち出されました。しかし、政府は高所得者優遇の消費税の軽減税率を導入する財源を捻出するため、総合合算制度の創設を取り止めました。

よって根室市議会は政府に対し、以下の事項を行うよう、強く求めます。

記

1. 速やかに介護保険料の低所得者軽減の強化と年金生活者支援給付金の支給（年間最大6万円増）を行うこと。
2. 子ども・子育て支援予算について、消費税を財源とする0.7兆円の他に、0.3兆円超を確保すること。
3. 総合合算制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 6月23日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

厚生労働大臣 財務大臣